


所管部課	福祉部 健康課	部長	吉沢 寿子			
件名	昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>昭和病院企業団の構成市である武蔵村山市が平成29年3月31日をもって脱退することに伴い、同市の財産処分について、先般、昭和病院企業団の構成市長及び企業長からなる開設者協議会において、協議が整ったことから地方自治法第290条の規定に基づき、各構成市議会の議決を経る必要があるため、議案を提案するものである。</p> <p>(1) 武蔵村山市が昭和病院企業団に対して負担する額 278,052千円（平成28年度より5か年で支払う予定）</p> <p>(2) 影響及び効果 ①武蔵村山市の脱退に伴う分賦金額の影響を少なくすることができる。 ②昭和病院の今後20年間の経営の安定に資する。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年6月23日、9月29日、10月27日 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分等検討委員会（3回）開催。</li> <li>・平成27年10月27日付 同検討委員会から報告書が提出された。</li> <li>・平成27年11月13日、11月25日 企業団開設者協議会において協議・決定。</li> <li>・平成27年11月26日平成27年第2回昭和病院企業団議会定例会において行政報告。</li> </ul>						
3. 留意事項（問題点等）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年12月21日付で、武蔵村山市長より昭和病院企業長あてに、脱退に伴う精算金の支払方法及び支払時期について、5年分割での依頼文が提出され、平成28年1月7日の企業団開設者協議会にて承認・決定された。</li> </ul>						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の規約について、平成28年第1回市議会定例会に提案したい。</li> </ul>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。